

## 環境学習指導者「エコマイスター」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、環境学習指導者「エコマイスター」(以下、「エコマイスター」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 学校を始め、市民団体、事業所等の地域における環境学習の取組を推進するため、『環境教育の推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)]の趣旨に沿った、適切な指導及び助言等を行うことのできるエコマイスターを設置する。

### (活動)

第3条 エコマイスターは、次の活動を行うものとする。

- (1) 学校や地域等での環境学習の場における指導及び助言
- (2) 学校や地域等での環境学習の場における環境問題に関する正しい情報の提供
- (3) 市が行う環境学習に係る施策への協力
- (4) その他環境学習に必要な活動

### (基本講座)

第4条 市長は、環境学習に関する人材の養成・発掘を目的として、基本方針に定める環境学習基本講座(以下、「基本講座」という。)を実施するものとする。

2 基本講座の実施方法については、別に定める。

### (認定)

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者をエコマイスターとして認定するものとする。なお、基本講座の履修を修了した者は、次の(2)及び(3)に該当するものとする。

- (1) 鹿沼市内に居住する満20歳以上の者
- (2) 環境問題に関する正しい知識及び経験を持ち、学校や地域等における様々な環境学習の取組に関わりのある者又はこれから積極的に関わる意欲のある者
- (3) 基本方針の趣旨を十分に踏まえ、教育現場等における指導者等を補助し、又は適切な助言等を行うことができると認められる者

2 エコマイスターの認定を希望する者は、エコマイスター認定申請書(様式第1号)により申請するものとする。

3 市長は、エコマイスターとして認定するときは、エコマイスターの氏名及びその他の必要事項を記載した認定簿を作成する。

### (認定期間)

第6条 エコマイスターの認定期間は、永年とする。

### (禁止行為)

第7条 エコマイスターは、その地位を利用して、営利活動等、エコマイスターとして相応しくない行為を行ってはならない。

2 エコマイスターは、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その地位を退いた後も、同様とする。

### (認定の取消し)

第8条 市長は、エコマイスターが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 本人からエコマイスター認定辞退申出書(様式第2号)により辞退の申出があったとき。
- (2) 第5条第1項に定める事項に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) 前条に定める行為を行ったと認められるとき。

(経費の負担)

第9条 市長は、エコマイスターが行う活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、市が特別な事業に基づいて要請する活動にあつては、この限りでない。

2 市長は、エコマイスターが開催する事業に対して、別に基準を定めて、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

(庶務)

第10条 エコマイスターに関する事務は、環境部環境課において行う。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から適用する。